

利用著作物契約約款の新旧対照表

(傍線は変更部分)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 本約款は、株式会社イーライセンス(以下「甲」という。)が、著作物利用者(以下「乙」という。)に対して、甲が利用許諾権限を有する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)について、次の利用許諾をするときに適用されるものである。</p> <p>レコードに関する利用許諾 ビデオグラムに関する利用許諾 インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾 ゲームソフトに関する利用許諾 映画録音に関する利用許諾 コマーシャル<u>送信用</u>録音に関する利用許諾 インタラクティブ配信に関する利用許諾 放送に関する利用許諾 有線放送に関する利用許諾 出版に関する利用許諾 貸与に関する利用許諾 業務用通信カラオケに関する利用許諾</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 本約款は、株式会社イーライセンス(以下「甲」という。)が、著作物利用者(以下「乙」という。)に対して、甲が利用許諾権限を有する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)について、次の利用許諾をするときに適用されるものである。</p> <p>レコードに関する利用許諾 ビデオグラムに関する利用許諾 インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾 ゲームソフトに関する利用許諾 映画録音に関する利用許諾 コマーシャル<u>放送用</u>録音に関する利用許諾 インタラクティブ配信に関する利用許諾 放送に関する利用許諾 有線放送に関する利用許諾 出版に関する利用許諾 貸与に関する利用許諾 業務用通信カラオケに関する利用許諾</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりである。</p> <p>「コマーシャル<u>送信用</u>録音に関する利用許諾」とは、<u>放送、有線放送又はインタラクティブ配信において</u>コマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。</p> <p>「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、<u>に該当するものは除く。</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 本約款において、各利用許諾の意義は、次のとおりである。</p> <p>「コマーシャル<u>放送用</u>録音に関する利用許諾」とは、<u>放送又は有線放送において</u>コマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。</p> <p>「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、又は公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいう。ただし、<u>業務用通信カラオケ(著作物を、カラオケ施設又は社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定すること。)</u>に該当するものは除く。</p> |

利用著作物契約約款の新旧対照表
(傍線は変更部分)

| | |
|--|---------------------------------|
| <p>附則 本約款は、平成19年4月1日より施行する。</p> | <p>附則 本約款は、平成19年4月1日より施行する。</p> |
| <p>附則 <u>本約款は、平成20年1月1日より施行する。</u></p> | |